

重点的な取組、共通的な取組

| 平成30年度の調達改善計画 | | | | | | | | 平成30年度上半期自己評価結果（対象期間：平成30年4月1日～平成30年9月30日） | | | | | | | | | |
|---------------|--------|---------------|---|--|-----|---------|-----------------------------------|--|-----|---------|---|-----|--|--|---|--|---|
| 重点的な取組 | 共通的な取組 | 取組の項目 | 具体的な取組内容 | 重点的な取組の選定理由 | 難易度 | 取組の開始年度 | 取組の目標 | | 難易度 | 取組の開始年度 | 実施した取組内容 | 進捗度 | 取組の効果(どのようなことをして、どうなったか) | | 実施時期 | 実施において明らかとなった課題等 | 今後の計画に反映する際のポイント |
| | | | | | | | 目標達成予定時期 | 定量的 | | | | | 定性的 | | | | |
| 本庁の取組 | | | | | | | | 本庁の取組 | | | | | | | | | |
| ○ | | 一者応札及び随意契約の改善 | <p>(一者応札の改善)</p> <p>・より競争性の高い目標を目指す観点から、新規業者への声かけを積極的に行うとともに、入札公告の掲載期間・契約履行期間の延伸、必要に応じ仕様の見直し、入札説明会の実施、入札不参加者等へのアンケート調査の実施とその要望の反映など、より多くの業者が入札参加できるよう改善を図る。</p> | 競争性のある契約方式が形の上だけにどまることのないよう、実質的な競争性を確保するため、一者応札となっている原因を分析するなどし、改善に努める必要があるため。 | A | H27 | 前年度において一者応札であった案件について、必要な改善を実施する。 | 平成30年度中 | A | H27 | <p>一者応札を改善するため、昨年度に引き続き、次の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規事業者獲得に向けて積極的な声掛けを実施した。 ・入札不参加者から可能な限り辞退アンケートを徴取し、辞退理由を考慮し次回以降の契約に反映できるよう努めた。 ・長期継続契約が可能なものは複数年契約に移行した。 ・事業者が参入しやすいよう、必要に応じて入札説明会を実施した。 | A | <p>取組の結果、11件で一者応札が解消したほか、経費の削減効果が見られた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政情報管理システムの調達において、前回ハードウェア調達時に先行して調達した業務プログラムが定めるハードウェア要件に縛られた結果、競争性が低下したことを踏まえ、事業者の競争参加機会を拡大するため、業務特殊性に応じて、業務プログラムを5種類に分割調達し、更にOS等をオープンソースソフトウェアに指定した調達を行った。その結果、ベンダーロックインの排除を成し遂げたことから、ハードウェアの調達は1者応札から2者応札となり、プログラム開発事業者とは別の事業者が落札した。 ・硬鉛線の購入において、積極的な声掛けを実施した結果、前年度の1者応札から2者応札となった。 ・特A重油の購入において、積極的な声掛けを実施した結果、前年度の1者応札から3者応札となり、新規事業者が落札した。 ・アンケート調査は、1,133者に対して配布し、141者から辞退アンケートの提出があった。 ・車両燃料の給油において、辞退アンケートの回答を踏まえ、入札公告を1か月早めるとともに霞ヶ関所在車両が利用する給油所の所在制限距離を半径1.5kmから2.5kmに変更するなどの仕様変更を行った結果、前年度の1者応札から3者応札となった。 ・インターネット接続サービスにおいて、積極的な声掛けを実施するとともに、単年度契約から4年の長期継続契約に移行した結果、前年度の1者応札が改善し、月額利用料が1回線あたり1,373円(13.4%)、1IPアドレスあたり315円(10.3%)の削減が図れた。 | <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査を実施した結果、何が1者応札の原因となっているのが明確となり、改善に向けた方策を検討することができた。 ・入札説明会を積極的に実施し、仕様の内容を詳しく説明することにより、新規事業者が入札に参加しやすくなるようにした。 | — | 電子調達システムの活用により、多くの事業者が調達情報を閲覧できるようになった反面、事業者とのやりとりが減少することにより、アンケートの回収率が低下するおそれがある。 | 新規事業者への声かけを積極的に行うとともに、入札公告の掲載期間・開札日から契約履行開始までの期間等の延伸、必要に応じ仕様書の見直し、入札説明会の実施及び入札不参加者等へのアンケート調査の実施とその要望の反映など、より多くの業者が入札参加できるよう改善を図るとともに、担当者間での情報共有を図り、一者応札改善に向けたより高い競争性の確保に努める。 なお、アンケートの提出は現在ほぼFAXでの提出となっているが、メールアドレスを記載し、メールでの提出もしやすいように改善する。 |
| | | | <p>(一者応札及び随意契約の改善)</p> <p>・警察装備品の契約において一者応札となった案件や当該物品を提供できる者が一者であると想定される場合について、公募を実施するとともに、随意契約を行う場合は、価格交渉により経済性を確保する。</p> | 表3-2の分析により一者応札の割合が多い事業について、重点的な見直しを必要とするため。 | A | H29 | 対象案件について全て実施する。 | 平成30年度中 | A | H29 | 警察装備品の契約について、検証を実施して必要に応じ随意契約に変更し、価格交渉により経済性を確保した。 | A | <p>公募を実施した警察装備用品の随意契約について、価格交渉を実施した結果、初回提示額より13%の削減効果があった。</p> | — | 安易に随意契約に移行することがないように、一者応札が複数年継続している場合でも仕様を見直す余地がないかなど十分原因を分析し、随意契約に移行する場合でも公募を実施するなど、競争性を確保する必要がある。 | 一者応札が継続する警察装備品は、原因を分析し、公募を行った上で随意契約に移行し、価格交渉を実施し経済性を確保する。 | |

重点的な取組、共通的な取組

| 平成30年度の調達改善計画 | | | | | | | | 平成30年度上半期自己評価結果（対象期間：平成30年4月1日～平成30年9月30日） | | | | | | | | | |
|---------------|--------|------------------|--|---|-----|---------|---|--|-----|---------|--|-----|---|---|--|--|--|
| 重点的な取組 | 共通的な取組 | 取組の項目 | 具体的な取組内容 | 重点的な取組の選定理由 | 難易度 | 取組の開始年度 | 取組の目標 | | 難易度 | 取組の開始年度 | 実施した取組内容 | 進捗度 | 取組の効果(どのようなことをして、どうなったか) | | 実施時期 | 実施において明らかとなった課題等 | 今後の計画に反映する際のポイント |
| | | | | | | | 目標達成予定時期 | | | | | | 定量的 | 定性的 | | | |
| ○ | | 一者応札及び随意契約の改善 | (公募の活用) ・一般競争契約において一者応札となった案件などについて、実質的な競争性を確保するための取組を実施した上で、改善しない案件については、公募を行った上で競争性のある随意契約に移行し、価格交渉により経済性を確保する。 | 競争性のある契約方式が形の上だけにとどまることのないよう、実質的な競争性を確保するため、一者応札となっている原因を分析するなどし、改善に努める必要があるため。 | A | H29 | 対象案件について全て実施する。 | 平成30年度中 | A | H29 | ・平成29年度の一般競争入札において、一者応札案件は96件あったが、平成30年度も継続して実施する契約のうち、4案件について、公募を実施し、随意契約に変更した。 ・指名競争入札において、実質的な競争性を確保するため、事業者に積極的な声掛けを実施し、新規事業者の参入を促した。 | A | 警察装備品の購入において、積極的な声掛けを実施した上で公募を行った結果、仕様条件を満たしたのはいずれの案件も1者であった。指名事業者が前年度の2者から3者に増加し、新規事業者が落札したことにより契約金額も48,895,531円(税込)の削減効果があった。 | 4案件について公募を実施した結果、仕様条件を満たしたのはいずれの案件も1者であった。また、価格交渉するも前年度同額の契約となった。 | - | 一者応札となり得る原因が各契約ごとに異なるため、随意契約に移行するかの可否について、原因分析し判断する必要がある。 | 一者応札が継続する案件は、事前・事後審査を実施し、原因分析を行った上で、公募を実施し、競争性を確保した上で随意契約に移行する。随意契約に移行した際は、価格交渉を実施し、経済性の確保を図る。 |
| ○ | | 適正な随意契約の取組 | (少額随意契約の改善) ・少額な随意契約案件への対応として、オープンカウンター方式を積極的に採用し、公平性・透明性及び競争性の確保に努める。 | 少額随意契約においてオープンカウンター方式を積極的に活用することで、公平性・透明性及び競争性の確保に努めるため。 | A | H27 | 少額随契案件については、原則としてオープンカウンター方式を採用する。 | 平成30年度中 | A | H27 | ・少額随意契約案件は、原則オープンカウンターを実施し、競争性の確保に努めた。 | A | ・平成29年度上半期実績134件から平成30年度は143件と実績を増やしており、少額随意契約案件の競争性の確保に努めた。 | - | オープンカウンターの実施には貼出期間が必要なため、余裕をもった執行計画をたてる必要がある。 | 要求原課にも調達改善計画の趣旨を理解を深めてもらい、少額随意契約であっても余裕を持った執行計画をたてる。 | |
| ○ | | 調達改善に向けた審査・管理の充実 | (警察庁会計業務検討会議における審査) ・警察庁会計業務検討会議において、外部有識者に個別の契約について意見を求める。同会議で得られた改善案にあっては、審査内容とともに地方支分部局に発出し、情報共有を図る。 | | A | H20 | 年2回、警察庁会計業務検討会議を開催し、調達改善に向けた審査・管理の充実を図る。 | 平成30年度中 | A | H20 | ・第12回警察庁会計業務検討会議（H30.7.24開催）において、平成29年度下半期に締結した契約の審査を行った。 | A | - | 検討会議において、 ・予定価格に対する評価 ・特殊機器を調達する際の課題 ・一者応札となった背景 ・契約価格を引き下げる努力 ・システム案件における工数の検証 ・システム等の導入から運用までを考えたコスト意識等について、外部有識者からの提言を受けた。 | - | ・特殊な機器を調達する際は、競争性を入れて適正な価格を追求していくことが課題となる。 ・新規に調達を行う際は、後年度に想定される負担を想定して、仕様条件をチェックする必要がある。 | ・検討会議で出された外部有識者の意見を踏まえ、適正な契約事務を推進する。 ・検討会議で得られた成果を、地方支分部局と共有できるように努める。 |
| | | | (一者応札の事前審査・事後審査の実施・強化) ・要求原課と契約部門の間で緊密に連携をとり、事前・事後審査を実施する。 | | A | H29 | 高落札率で一者応札が複数回継続している案件、一者応札が予想される案件を対象に実施する。 | 平成30年度中 | A | H29 | ・平成29年度契約において一者応札・高落札率案件及び平成30年度新規案件の14件を事前審査の対象として実施した。 | A | ・事前審査を実施した平成29年度からの継続案件の2件で一者応札が改善された。 | - | 事前審査の対象案件には、年度当初からの契約案件及び新規案件も該当することから、審査対象項目の選定も含め早めに対応する必要がある。また、要求原課に求めるセルフチェックリストの内容が細かすぎたり、対象案件をいわずに拡大し過ぎると、お互いの業務負担が増大するため、審査は真に必要な案件に絞るとともに、チェックリストの項目を必要最小限にする必要がある。 | 真に審査を実施する案件に絞って、分析を行い、一者応札に改善に向けた取組を実施する。 | |
| | | | (大量生産品の購入) ・PPC用紙等の大量生産品の購入において、インターネット等を利用した価格情報の収集に努め、市場価格より大幅に高額で調達することのないようにする。 | | A | - | 対象案件について全て実施する。 | 平成30年度中 | A | - | 大量生産品の購入において、インターネットを利用して、価格情報の収集に努めた。 | A | - | - | 大量生産品の購入時は、インターネットを利用し、市場価格情報を収集し、予定価格に反映し、高額で購入しないよう努めた。 | - | 市場価格情報はインターネット上に多数存在し、中には破格の金額が存在したり、送料が別途かかる場合などがあり、選定の際は注意が必要である。 |
| ○ | | 電力調達・ガス調達の改善 | (電気調達・ガス調達の改善) ・電気調達の一般競争を引き続き実施する。 なお、ガス調達の一般競争契約の実施予定はない。 | | A | H28 | - | 平成30年度中 | A | - | 電力調達は、2件一般競争入札を行った。 ・東雲 6者応札 ・青海 2者応札 ガス調達は、一般競争入札の実施案件なし。 | - | - | - | - | - | - |

| 平成30年度の調達改善計画 | | | | | | | | 平成30年度上半期自己評価結果(対象機関:平成30年4月1日～平成30年9月30日) | | | | | | | | |
|---------------|--------|---------------|---|--|-----|---------|---|--|---------|--|-----|--|---|------|--|--|
| 重点的な取組 | 共通的な取組 | 取組の項目 | 具体的な取組内容 | 重点的な取組の選定理由 | 難易度 | 取組の開始年度 | 取組の目標 目標達成予定時期 | 難易度 | 取組の開始年度 | 実施した取組内容 | 進捗度 | 取組の効果(どのようにしてどのようになったか) | | 実施時期 | 実施において明らかとなった課題等 | 今後の計画に反映する際のポイント |
| | | | | | | | | | | | | 定量的 | 定性的 | | | |
| 地方の取組 | | | | | | | | 地方の取組 | | | | | | | | |
| ○ | | 一者応札及び随意契約の改善 | (一者応札の改善) ・より競争性の高い目標を目指す観点から、新規業者への声かけを積極的に行うとともに、入札公告の掲載期間・契約履行期間の延伸、必要に応じ仕様の見直し、入札説明会の実施など、より多くの業者が入札参加できるように改善を図る。 | ・競争性のある契約方式が形の上だけにとどまることのないよう、実質的な競争性を確保するため、一者応札となっている原因を分析するなどし、改善に努める必要があるため。 | A | H27 | ・前年度において一者応札であった案件について、必要な改善を実施する。 平成30年度中 | A | H27 | ・業者に対して積極的な声掛けを行うほか、仕様の見直し、入札スケジュールの調整を行った。 ・契約案件の特殊性や参入業者の見通しにより、公募による契約の可能性について検討を行った。 | A | ・平成29年度の入札で一者応札となり、平成30年度も同種案件の入札が行われた118件のうち、33件において一者応札が改善された。 ・平成29年度の入札で一者入札となった案件のうち4件について、公募実施に向けて検討を行った。 ※公募は下半期に実施予定 | ・履行可能な業者の新規開拓ができた。 ・業者と情報交換の中で、業界の抱えている事情や調達案件の特性について理解を深めることができた。 | — | ・契約案件の実施時期により、履行可能業者が、民間企業と取り合いになる場合がある。 ・作業員の確保が難しく入札に参加できないという業者側の理由もあり、予算の制約がある中で官側の努力にも限界がある。 ・地方では、声掛けをした業者が国の競争入札参加資格を取得していない場合がある。 ・調達規模が小さい場合には、新規業者の参入が難しいと思われる。 | ・早期に入札スケジュールを策定する必要がある。 ・仕様等を検討する際、受注者側の事情を考慮する必要がある。 ・十分な履行期間を確保するなど、業者が参入しやすい環境づくりに配慮する必要がある。 ・国の競争入札参加資格の取得について、業者に助言できるようにすることが好ましい。 ・作業員の不足により入札に参加できない場合もあることから、業界の繁忙期を避けた発注や、契約規模の適正化について検討する必要がある。 |
| 主な取組事例 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | — | — | 【警察大学校】 ・「外国語委託研修」3案件について、必要とされる教室の広さの見直し図った。 | — | ・応札業者 ①1者→4者 ②1者→2者 ③1者→2者 ・契約金額の前年比 ①20%、約157万円の減 ②17%、約19万円の減 ③16%、約21万円の減 ※①については、受講人員の変更あり | — | — | — | — |
| | | | | | | | | — | — | 【東北管区警察局ほか】 ・「自動車用燃料」について、東北管区警察局を幹事官署として、管区内6県情報通信部、東北管区警察学校、東北経済産業局等との共同調達の実施に向け、東北一円に給油所を有する業者の給油所所在地を聴取するとともに、市場価格連動式の契約方式について説明し、業者の入札参加意思を確認した。 また、東北一円に給油所を有する業者に、国の競争入札参加資格を取得するよう働きかけた。 | — | ・平成25年度から継続していた一者応札が改善された。 (1者→2者) ・市価と契約単価の差額 H29当初 △3.4円 H30当初 △9.9円 (レギュラーガソリン) | ・市場価格連動式による契約方式としたことにより、契約単価を共同調達参加者及び契約業者に周知する事務手数料が生じたものの、ガソリン価格の変動に伴う契約変更に係る事務が不要になった。 ・新規業者を開拓できた。 | — | ・共同調達を推進し、調達規模が大きくなると特定調達案件となり、入札手続きに長い期間を必要とすることから、早期に契約に向けた準備や方向性を定める必要がある。 | — |
| | | | | | | | | — | — | 【広島県情報通信部】 ・「物品保管業務委託」について、履行可能と思われる業者に対する声掛けを積極的に推進した。 | — | ・応札者 1者→4者 | ・履行可能と思われる業者の新規開拓をすることができた。 | — | — | — |
| | | | | | | | | — | — | 【鹿児島県情報通信部】 ・「通信施設点検作業委託」について、早期に入札公告を実施した。 ・H29年度 H29.12 ・H30年度 H30.5 | — | ・応札者 1者→3者 | ・早期に入札公告を実施した結果、業者側に十分な履行期間を確保することができ、入札への参加意欲が高まった。 | — | — | — |

| 平成30年度の調達改善計画 | | | | | | | | | 平成30年度上半期自己評価結果(対象機関:平成30年4月1日～平成30年9月30日) | | | | | | | | |
|---------------|--------|---------------|---|---|-----|---------|------------------------------------|---------|--|---------|---|-----|---|--|------|--|---|
| 重点的な取組 | 共通的な取組 | 取組の項目 | 具体的な取組内容 | 重点的な取組の選定理由 | 難易度 | 取組の開始年度 | 取組の目標 | | 難易度 | 取組の開始年度 | 実施した取組内容 | 進捗度 | 取組の効果(どのようにしてどのようになったか) | | 実施時期 | 実施において明らかとなった課題等 | 今後の計画に反映する際のポイント |
| | | | | | | | 目標達成予定時期 | 定量的 | | | | | 定性的 | | | | |
| ○ | | 一者応札及び随意契約の改善 | (少額随意契約の改善) ・少額な随意契約案件への対応として、オープンカウンター方式を積極的に採用し、公平性・透明性及び競争性の確保に努める。 | ・少額随意契約においてオープンカウンター方式を積極的に活用することで、公平性・透明性及び競争性の確保に努めるため。 | A | H27 | ・前年度におけるオープンカウンター方式の実施件数を上回る件数を旨す。 | 平成30年度中 | A | H27 | ・平成30年9月末現在、全119部局のうち94部局においてオープンカウンター方式を導入し、合計で508件を実施した。 <実施部局> 平成29年度末 90部局 平成30年9月末 94部局 (+4部局) <実施件数> 平成29年度 362件 平成30年度 508件 (上半期の実績比較) | A | ・下記の主な取組事例を参照 | ・契約実績のなかった新規業者と契約することが増えた。 ・これまで取引のなかった業者が見積合わせに参加するようになった。 ・県外業者の参加があり、競争性が増した。 | — | ・オープンカウンター方式について認識のない業者がおり、制度の浸透には更なる周知が必要と思われる。 ・オープンカウンター方式は、見積書募集のための公告期間が必要となり、随意の見積合わせと比べて時間を要することから、計画的な業務管理が必要となる。 ・業者にホームページを見る習慣がないため、常に声掛けを実施している。 | ・公告開始日を特定の曜日に固定するなど、業者が公告案件を確認しやすくなるような方策を検討する必要がある。 ・5部局が下半期にオープンカウンター方式を導入する予定である。 |
| 主な取組事例 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | — | — | 【中国管区警察局】 ・少額随意契約案件のうち契約の性質上、オープンカウンター方式により効果が見込める案件について実施し、見積書募集期間は原則として2週間以上を確保している。 ・公告は随時、中国管区警察局及び警察庁のホームページに掲載している。 | — | ・上半期は37件についてオープンカウンター方式による見積合わせを行った。 ・経費削減効果は、約48万円であった。 <主な調達案件> ・バーコードスキャナほか 経費削減効果 約14万円 | — | — | — | — |
| | | | | | | | | | — | — | 【新潟県警察】 ・少額随意契約の範囲内の案件をオープンカウンター方式の対象とし、見積書募集期間は原則2週間としている。 ・公告は、公告準備ができた直近の水曜日、県警ホームページに掲載している。 | — | ・上半期は49件についてオープンカウンター方式による見積合わせを行った。 ・経費削減効果は、約194万円であった。 <主な調達案件> ・DNA型鑑定用消耗品 経費削減効果 約22万円 | — | — | — | — |
| | | | | | | | | | — | — | 【和歌山県警察】 ・少額随意契約の範囲内の案件をオープンカウンター方式の対象とし、見積書募集期間は1週間としている。 ・公告は毎週水曜日、和歌山県警察本部内掲示板に掲載している。 | — | ・上半期は45件についてオープンカウンター方式による見積合わせを行った。 ・経費削減効果は、約95万円であった。 <主な調達案件> ・電池 外18点 経費削減効果 約26万円 | — | — | — | — |
| | | | | | | | | | — | — | 【長野県警察】 ・原則、予定価格10万円以上の少額随意契約案件をオープンカウンター方式の対象とするが、10万円未満であっても実施を妨げない。 ・公告は随時、県警ホームページ、警察庁ホームページに掲載するほか、県警本部9階掲示板に掲載している。 | — | ・上半期は25件についてオープンカウンター方式による見積合わせを行った。 ・経費削減効果は、約54万円であった。 <主な調達案件> ・鑑定用消耗品7品目 経費削減効果 約21万円 | — | — | — | — |

| 平成30年度の調達改善計画 | | | | | | | | | 平成30年度上半期自己評価結果(対象機関:平成30年4月1日～平成30年9月30日) | | | | | | | | |
|---------------|--------|------------------|---|-------------|-----|---------|----------------------|---------|--|---------|---|-----|---|--|------|---|---|
| 重点的な取組 | 共通的な取組 | 取組の項目 | 具体的な取組内容 | 重点的な取組の選定理由 | 難易度 | 取組の開始年度 | 取組の目標 | | 難易度 | 取組の開始年度 | 実施した取組内容 | 進捗度 | 取組の効果(どのようにしてどのようになったか) | | 実施時期 | 実施において明らかとなった課題等 | 今後の計画に反映する際のポイント |
| | | | | | | | 目標達成予定時期 | 定量的 | | | | | 定性的 | | | | |
| | ○ | 調達改善に向けた審査・管理の充実 | (一者応札の事前審査・事後審査の実施・強化) 【事前審査】 ・同種案件で複数回にわたり一者応札が継続している案件について、要求原課と契約部門の間で事前審査を実施する。 【事後審査】 ・一者応札となった案件について、入札辞退者に対し、可能な限りアンケートや聞き取り等の事後審査を実施する。 | | A | H29 | 対象案件がある全所属による実施を目指す。 | 平成30年度中 | A | H29 | 【事前審査】 ・上半期は14部局において合計19件の事前審査を実施した。 ・事前審査において、対応可能な業者の調査、参入の可能性、仕様条件、入札参加資格条件、他部局での同種案件の契約状況等について要求原課と検討を行った。 【事後審査】 ・上半期は47部局において合計91件の事後審査を実施した。 ・事後審査の取組は、アンケート 18部局 業者聞き取り 36部局 原課と検討会 8部局 という内容であった。 ・事後審査においては、業者の意見、一者応札となった理由、次の契約に向けた改善事項等を検討した。 | A | ・下記の主な取組事例を参照 | ・下記の主な取組事例を参照 | — | ・入札へ参加するかどうかは業者の自由意思によるところであるので、応札を無理強いすることはできない。 ・現契約額の水準が低いため応札が辞退されている案件については、新規業者の応札を期待するのは難しく、むしろ競争した結果の1者応札案件として評価できないか。 ・入札参加を促しても、当該業者が国の競争入札参加資格を取得しておらず、結果として入札に参加しなかった例があった。 | ・事前審査は年度の区分に関係なく、事業を行う方針の決定を受け、継続的に実施していく必要がある。 ・地方においては、声掛けした業者が国の競争入札参加資格を取得しているかどうかについて意識しておく必要がある。 ・事後審査において判明した課題のうち、改善できる事項については、次期調達における仕様の見直し等として反映させていかなければならない。 |
| 主な取組事例 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | — | — | 【関東管区警察局】 ・「電池パック」の購入について、要求原課と新規業者の参入可能性について確認を行った。 ・検討を行った結果、調達数量が多くスケールメリットが働き、新規参入が可能であると思われたため、対応可能な業者に声掛けを行った。 | — | ・一者応札が改善された。(1者→2者) ・調達数量が違うため単純に比較できないが、単価ベースで約36%の経費節減を図ることができた。 | ・新規業者を開拓することができた。 | — | ・本件調達物品の既製品はメーカーによる直販しか行われていないところ、今回は調達数量が多かったため、新規業者が同等品を製作して納入できることになり、入札に参加したものである。そのため、調達数量が少ない場合には、新規業者の参入が難しく、一者応札になってしまうことが見込まれる。 | ・新規業者の参入には、ある程度の調達規模が必要となる。 |
| | | | | | | | | | — | — | 【長野県警察】 ・「警察学校空調設備保守点検」について、3年間一者応札が続いていたことから、仕様書の内容等の見直しにより他業者の参入の可能性について検討を行った。 ・仕様書に記載の業務内容で不明確な部分の見直しを行い、合わせて点検票の作成を行うほか、業者への声掛けに合わせて、仕様書の見直し内容を教示した。 | — | ・一者応札が改善された。(1者→2者) | ・新規業者を開拓することができた。 | — | ・仕様書の見直しにより1者応札が改善されたものの、仕様書の見直しに時間を要したため、結果的に履行期間が短くなってしまったことから、今年度の実績を基に早期発注を行うことにより、多くの業者が参加しやすい案件になると思われる。 | ・早期発注により、多くの業者が参加しやすい業務期間の設定を行う。 |
| | | | | | | | | | — | — | 【宮城県警察】 ・「発色現像補充材他一式」の購入について、要求原課と納入可能な業者の調査及び参入の可能性について事前の検討を行った。 ・入札の結果一者応札となったことから、事後審査を行った。 | — | ・事前の検討を行ったものの、一者応札の改善には至らなかった | ・他品目の購入実績がある数社に調査を行ったところ、調達物品の納入は可能であるが、価格競争に勝てる見込みがないため入札に参入しないとの回答を得た。 | — | ・調達物品は一般的に流通しているものであり、入札に参加するかどうかは業者の自由な意思によるところである。 ・安価な契約実績が、他者の入札参加意欲をそぐ要因となっている。 | ・他部局と情報共有を行いつつ、引き続き参入可能な業者の調査を行う必要がある。 |

| 平成30年度の調達改善計画 | | | | | | | | 平成30年度上半期自己評価結果(対象機関:平成30年4月1日～平成30年9月30日) | | | | | | | | | |
|---------------|--------|------------------|--|-------------|-----|--------------------|------------------------------------|--|-----|--------------------|---|-----|---|---|------|--|---|
| 重点的な取組 | 共通的な取組 | 取組の項目 | 具体的な取組内容 | 重点的な取組の選定理由 | 難易度 | 取組の開始年度 | 取組の目標 | | 難易度 | 取組の開始年度 | 実施した取組内容 | 進捗度 | 取組の効果(どのようにしてどのようになったか) | | 実施時期 | 実施において明らかとなった課題等 | 今後の計画に反映する際のポイント |
| | | | | | | | 目標達成予定時期 | 定量的 | | | | | 定性的 | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ○ | 地方支分部局等における取組の推進 | (開札方法の改善) ・入札書の提出日を開札時とした場合において応札者が一者の場合、当該業者は他に競争相手がいないことから、結果的に高落札率な契約となる場合がある。入札書の提出日を開札時ではなく、開札の前日までとすることとし、開札方法の改善を行う。 | | A | H29 | 対象案件がある全所属による実施を目指す。 | 平成30年度中 | A | — | ・競争入札における入札書の提出日を開札時ではなく、開札の前日までとする。 | B | ・上半期に入札案件のあった115部局のうち、81部局において、入札書の提出期限を開札日の前日までとする取組を実施した(実施率70.4%)。 | ・業者が他の応札者の存在を知ることなく応札を行うので、結果的に一者応札となる場合でも一定の競争効果が働いている。 ・前日までに開札準備を終えることができるので、業務の効率化に寄与している。 | — | ・応札業者は、入札書提出と開札で2度来庁しなければならず、負担が増えている。 ・郵送による応札も可能としているが、業者側に郵送料のコストが発生している。 ・業者にとっても、開札に向けた準備日数が少なくなっている。 | ・業者による談合防止や競争性の確保の面から、開札日前の入札書提出は効果的であるが、その反面、業者の負担が増えている点も看過できない。 ・入札書の提出期限を開札日の午前中とし、開札を午後からに設定することにより問題を解消する取組を行っている官署もあり、取組の目標実現のためには、柔軟な対応が必要と思われる。 |
| | ○ | 電力調達・ガス調達の改善 | (電力調達・ガス調達の改善) ・競争性のない随意契約となっている部署や一者応札となっている部署については、競争入札への移行や複数者応札による競争の実施について検討を行う。 また、複数の庁舎をまとめて入札する等の合理化の検討も行う。 | | A | 電力(H28) ガス(H29) | 地域性等を考慮した上で、実施可能な所属において全所属の実施を目指す。 | 平成30年度中 | A | 電力(H28) ガス(H29) | <電力> ・従前の契約が競争性のない随意契約であるものについては、一般競争入札へ移行する。 ・調達規模のスケールメリットと事務の合理化を図るため、複数施設の契約を統合することを検討する。 ・一者応札の改善に向けた取組を行う <ガス> ・地域の実情に応じ、複数者の入札参加が見込まれる案件について、一般競争入札へ移行する。 | A | <平成30年度上半期 電気に係る契約状況> ・競争の有無 競争性のある契約 86件 91.5% (従前 84件 80.8%) 競争性のない契約 8件 8.5% (従前 20件 19.2%) ・応札者 複数応札 61件 70.9% (従前 48件 57.1%) 一者応札 25件 29.1% (従前 36件 42.9%) <平成30年度上半期 ガスに係る契約状況> ・競争の有無 競争性のある契約 3件 6.0% (従前 1件 2.0%) 競争性のない契約 47件 94.0% (従前 50件 98.0%) ・応札者 複数応札 2件 66.7% (従前 0件 0.0%) 一者応札 1件 33.3% (従前 1件100.0%) | ・これまで競争のない随意契約としていたところ、複数施設をまとめて競争入札を行ったところ、複数者からの応札があった。 ・複数の施設の電力調達契約をひとまとめにした結果、契約に係る事務負担を軽減させることができた。 ・開札から供給開始までの準備期間を多くとることにより、応札者の増加を図ることができた。 ・庁舎の改修工事や新規供用に伴い随意契約となっている案件については、調達予定数量の見通しがたった段階で一般競争入札へ移行できる見通しであると判明した。 ・業者への声掛けを通じて、業界の事情について知ることができた。 | — | ・複数の施設をまとめると予定価格が跳ね上がり、特定調達案件となる場合があるため、余裕を持った入札スケジュールの計画が必要である。 ・環境配慮契約のため裾切方式を採用したところ、新規参入の意思のある業者が裾切の基準を満たさず、結果的に一者応札となることがあった。 ・みなし小売電気事業者が入札に興味を示すものの応札に至らない案件が見受けられた。 ・年度末の繁忙期には、業者側の人員不足の都合で応札できないとされる案件があった。 ・入札に参加するかどうかは、業者側の経営戦略上の判断による部分がある。 ・ガスについては自由化になったものの、未だに複数者の履行が難しい地域が多くある。 | ・契約の統合を予定する場合は、特定調達への該当を考慮し、早期に調達スケジュールを策定する必要がある。 ・契約期間をずらすことにより、入札事務や供給開始の手続きを行う時期を業者の繁忙期から外し、応札者の増加を図ることも検討する。 ・履行可能業者について、引き続き情報収集に努める必要がある。 |

その他の取組

| 具体的な取組内容 | 新規継続区分 | 特に効果があったと判断した取組 | 取組の効果 (どのようなことをして、どうなったか) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|--|--|-----|-----|-----|----------|---------|------|-------|----------|----------|------|-------|----------------------------|-----|------|------|-------|--|-----|-----|----|-----|--------|--------|-------|-----|--------|--------|-------|-----|--------|--------|--------|---|
| | | | 定量的 | 定性的 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (共同調達等の有効活用) ・調達規模の適正性や費用対効果等に配慮しつつ、対象品目及び組織の見直しを検討する。 | 継続 | (本庁) ○共同調達 ・29年度に引き続き、警察庁、総務省及び国土交通省と「紙類」、「クリーニング」、「速記」、「宅配便」の共同調達を実施した。 ・29年度に引き続き、警察庁、総務省、国土交通省及び独立行政法人統計センターと「OA消耗品」、「清掃用消耗品」、「非常食等」の共同調達を実施した。 ・29年度に引き続き、警察庁、東京都警察情報通信部、総務省、国土交通省、統計局、政策統括官、公害等調整委員会と「車両用燃料」の共同調達を実施した。 ・29年度に引き続き、警察庁、東京都警察情報通信部、警察大学校、皇宮警察本部、関東管区警察学校、総務省、国土交通省及び独立行政法人統計センターと「事務用消耗品」の共同調達を実施した。 ○一括調達 ・29年度に引き続き、警察庁、警察大学校、皇宮警察本部及び関東管区警察学校と「雑貨」の購入について一括調達を実施した。 ・29年度に引き続き、警察庁、警察大学校、皇宮警察本部、関東管区警察学校、関東管区警察学校と「複写機用用紙」の一括調達を実施した。 | ○一括調達 ・「雑貨」 ※単価は税込 29年度に引き続き、更なる競争性を確保するため、事業者積極的に声掛けを実施して参入を促した結果、新規事業者との契約となった。また、29年度及び30年度の単価に、30年度の調達予定数量を乗じて計算した結果、6.3% (76,636円) の経費削減が見込める結果となった。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トレットパター</td> <td>64円</td> <td>61円</td> <td>△ 3円</td> </tr> <tr> <td>蛍光灯 (Hf)</td> <td>324円</td> <td>291円</td> <td>△ 33円</td> </tr> <tr> <td>蛍光灯</td> <td>324円</td> <td>291円</td> <td>△ 33円</td> </tr> </tbody> </table> ・「複写機用用紙」 ※単価は税込 他省庁との調達競争を避けるため、入札公告を1か月ずらした結果、自社の販売目標数に達していなかった新規事業者が参入して1者応札が改善した。また、29年度及び30年度の単価に、30年度の調達予定数量を乗じて計算した結果、6.7% (1,061,279円) の経費削減が見込める結果となった。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A 4</td> <td>1,155円</td> <td>1,077円</td> <td>△ 78円</td> </tr> <tr> <td>A 3</td> <td>1,386円</td> <td>1,292円</td> <td>△ 94円</td> </tr> <tr> <td>B 4</td> <td>1,726円</td> <td>1,615円</td> <td>△ 111円</td> </tr> </tbody> </table> ※A 4、B 4は2,500枚 (5包) 当たり A 3は1,500枚 (3包) 当たり | | H29 | H30 | 増減 | トレットパター | 64円 | 61円 | △ 3円 | 蛍光灯 (Hf) | 324円 | 291円 | △ 33円 | 蛍光灯 | 324円 | 291円 | △ 33円 | | H29 | H30 | 増減 | A 4 | 1,155円 | 1,077円 | △ 78円 | A 3 | 1,386円 | 1,292円 | △ 94円 | B 4 | 1,726円 | 1,615円 | △ 111円 | - |
| | | H29 | H30 | 増減 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| トレットパター | 64円 | 61円 | △ 3円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 蛍光灯 (Hf) | 324円 | 291円 | △ 33円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 蛍光灯 | 324円 | 291円 | △ 33円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | H29 | H30 | 増減 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| A 4 | 1,155円 | 1,077円 | △ 78円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| A 3 | 1,386円 | 1,292円 | △ 94円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| B 4 | 1,726円 | 1,615円 | △ 111円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 継続 | (地方) ・68部局において共同調達を実施した。 (平成30年3月末：66部局 (+2部局)) | ・近隣の官署と共同調達について調整を行った結果、共同調達を実施した部局が、2部局増え、延べ契約件数も127件から508件 (+381件) に増加した。 | ・共同調達を行う対象となる契約の種類が増えた。 ・共同調達を行うことにより、契約事務担当者の業務省力が図られた。 ・共同調達の実施に向け、他省庁の担当者との意見交換をすることにより、情報を共有することができた。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 主な取組事例 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| - | 【中部管区警察局ほか】 ・「再生紙」の購入において、平成30年度から東海財務局を幹事官署として32官署が参画する共同調達を実施した。 | ・単価について概ね10%程度低減し、契約規模のスケールメリットを生かした安価な調達を行うことができた。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A 4 (1包)</td> <td>224円</td> <td>200円</td> <td>△ 24円</td> </tr> <tr> <td>A 3 (1包)</td> <td>440円</td> <td>400円</td> <td>△ 40円</td> </tr> </tbody> </table> | | H29 | H30 | 増減 | A 4 (1包) | 224円 | 200円 | △ 24円 | A 3 (1包) | 440円 | 400円 | △ 40円 | ・参加官署が多数のため、契約書の作成に時間を要した。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | H29 | H30 | 増減 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| A 4 (1包) | 224円 | 200円 | △ 24円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| A 3 (1包) | 440円 | 400円 | △ 40円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| - | 【中部管区警察局、愛知県情報通信部】 ・「運送業務委託」について、平成30年度から中部管区警察局を幹事官署として、愛知県情報通信部と共同調達を実施した。 | ・愛知県情報通信部において、契約単価を削減することができた。 (例) 10kg、50km以内の場合の単価 1,800円 → 1,100円 | ・共同調達とすることで、契約事務手続きが省力化された。 ・官署間の仕様書等の調整に労力を要した。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| - | 【佐賀県情報通信部】 ・「ゴム印」「車両用燃料及び発動発電機用燃料」の購入において、平成29年度から佐賀地方裁判所及び佐賀地方検察庁と共同調達を実施している。 | - | ・契約に係る事務手続き等を各官庁の持ち回りとする事で、負担の集中を回避しつつ事務の合理化を図ることができた。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (クレジットカードの利用) ・少額な随意契約案件への対応として、インターネット取引による物品調達の拡大を図るなど、引き続きクレジットカード決済を行う。 | 継続 (本庁) ・廃版となった書籍購入や少量の調達案件に活用した。 | ・平成30年度上半期では、9件の取引を実施し、従来の事業者見積と比較して、約30千円の削減効果があった。 | - | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 継続 (地方) ・東京都警察情報通信部において、クレジットカードを利用したインターネット取引による物品調達を開始した。 ・山梨県情報通信部において、第3・四半期からの運用開始に向け、契約の準備を行った。 | ・地方においては、1件約6千円の調達実績があった。 | ・インターネット上で最も安価なショップが検索できるため、経済的かつ効率的な調達を行うことができた。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (政府調達セミナーの開催) ・外務省主催の共同の調達セミナーに参加するほか、警察庁独自の政府調達セミナーを開催し、新規業者の参入促進を図る。 | 継続 (本庁) ・平成30年度に調達が見込まれる案件について、政府調達に関心のある内外の供給者等に説明を行った。 | - | ・外務省が主催する (H30.6.18開催) の政府調達セミナーに参加 ・警察庁が主催する (H30.6.4開催) の調達セミナーを実施することにより、新規事業者の参入促進を図った。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (特定調達契約審査委員会の審査) ・国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (昭和55年政令第300号) 第3条第1項本文に掲げる調達契約のうち随意契約予定案件については、随意契約の適正な運用を図るため、「特定調達契約審査委員会」において契約方法、契約条件等の適否を審査する。 | 継続 (本庁) ・平成30年度上半期では、本庁分9案件 (約99億円) 地方分9案件 (約88億円) について特定調達審査委員会を実施し、随意契約の可否について審査を行った。 | - | ・特定調達契約審査委員会の審議結果を踏まえ、随意契約であっても公募を実施することにより、常に競争参加の機会を設けている。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (人材育成) ・警察庁が実施する会計監査及び会計経理指導において、調達改善の進捗状況を点検し、適切な指導教養を行う。 ・地方における調達改善の取組を一層推進するため、本庁主催の専科教養等で調達改善の指導教養を行う。 ・警察庁内担当者向けの調達情報掲示板の充実を図るなど、担当者の能力向上に資する基盤整備に努める。 ・本庁が実施する研修はもとより、他省庁が主催の研修にも会計事務職員を積極的に参加させることにより、適切な会計経理の認識と、高いコスト意識を持つ人材育成を目指す。 | 継続 (本庁) ・警察庁が実施する地方支分部局に対する会計監査及び会計経理指導において、調達改善計画に掲げられた取組の進捗状況を点検し、必要に応じて指導・教養を実施した。 ・警察庁で実施している調達改善に向けた取組みを、全国の会計職員や警察庁の調達担当者に対して説明し、調達改善の重要性についての理解を深めた。 | ・会計監査等の機会を利用し、上半期は20部局に対する点検を行った。 ・新たに国費会計事務に従事することとなった全国の会計職員を対象に、会計事務一般教養を実施した (受講生59名)。 ・本庁内の調達担当者向けの研修を実施した (受講生62名)。 ・四国管区警察局が実施した研修において、本庁から講師を派遣し、調達改善の指導教養を行った (受講生21名)。 | ・調達改善計画の推進に当たり留意すべき事項について、各部署の調達担当者に対し直接指示を行うことができたほか、担当者が抱えている疑問や問題点について共有することができた。 ・適切な会計経理の認識と、高いコスト意識を持つ人材育成を図るとともに、調達改善の重要性を認識させた。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (情報共有) ・調達改善計画の自己評価結果等を地方支分部局に発出し、有効な取組の情報共有を図る。 | 継続 (本庁) ・調達改善の取組について、地方支分部局と情報共有を図った。 | - | ・平成29年度警察庁調達改善計画自己評価結果を警察庁ホームページに掲載するとともに、平成30年度調達改善計画の取組について「調達改善だより」を作成し、地方支分部局へ発出することにより情報共有を図った。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

外部有識者からの意見聴取の実施状況
(対象期間：平成30年4月1日～平成30年9月30日)

外部有識者の氏名・役職【赤坂 裕彦 委員・弁護士】

意見聴取日【10月24日】

| 意見聴取事項 | 意見等 | 意見等への対応 |
|--|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 平成30年度上半期の自己評価結果をご覧いただき、警察庁の調達改善計画を推進する上で、今後の課題又は改善策につきまして、ご意見をお聞かせください。 | <ul style="list-style-type: none"> 調達改善計画の自己評価を行うに当たり、計画に定めた目標の達成状況を単年度で検証するだけでなく、その取組状況や成果について複数年度で比較分析していく手法も、調達改善の進捗状況を図る上で有効であると思われる。 | <ul style="list-style-type: none"> これまでの調達改善計画に係る取組状況を複数年度で検証し、調達改善計画の進捗状況や方向性を踏まえ、今後の自己評価や計画の策定に反映するよう努めてまいります。 |

外部有識者の氏名・役職【内山 融 委員・東京大学教授】

意見聴取日【10月26日】

| 意見聴取事項 | 意見等 | 意見等への対応 |
|--|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 平成30年度上半期の自己評価結果をご覧いただき、警察庁の調達改善計画を推進する上で、今後の課題又は改善策につきまして、ご意見をお聞かせください。 | <ul style="list-style-type: none"> 行政情報管理システムの調達において、その業務の特殊性を分類し業務プログラムを分割発注するなどの試みは、事業者の競争参加機会の拡大に向けた努力として工夫が感じられる。引き続き、このような取組を推進していただきたい。 地方において、入札時における競争性を確保するため、入札書の提出期限を開札の前日までとする試みは興味深い。業者側の負担が増える部分もあるが、こういった成果がみられるか、今後も引き続き注目したい。 | <ul style="list-style-type: none"> 今後も調達案件の特殊性や新規業者の参入を阻害する要因について分析を行い、事業者の競争参加機会の拡大に向けた取組を推進してまいります。 引き続き、入札時における競争性の確保に向けた取組を推進するとともに、この効果についての検証を行ってまいります。 |

外部有識者の氏名・役職【藤森 恵子 委員・公認会計士】

意見聴取日【10月31日】

| 意見聴取事項 | 意見等 | 意見等への対応 |
|--|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 平成30年度上半期の自己評価結果をご覧いただき、警察庁の調達改善計画を推進する上で、今後の課題又は改善策につきまして、ご意見をお聞かせください。 | <ul style="list-style-type: none"> 一者応札の改善に向け、業者に対する声掛けを行うだけでなく、行政情報管理システムの調達のように、調達単位をその特性に応じて分割するなど、調達手法を根本的に変えていくことは効果が大きいものと思われる。そのためには、仕様について専門的な知識を有する現場の担当者の調達改善に対する意識を高めていく必要がある。 | <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、業者に対する積極的な声掛けを実施するとともに、契約部門と調達要求原課の担当者が連携を図り、お互いの調達改善に対する意識を高めつつ、一者応札の解消に向けた更なる改善策の検討を行ってまいります。 |

* 意見聴取順